

市報

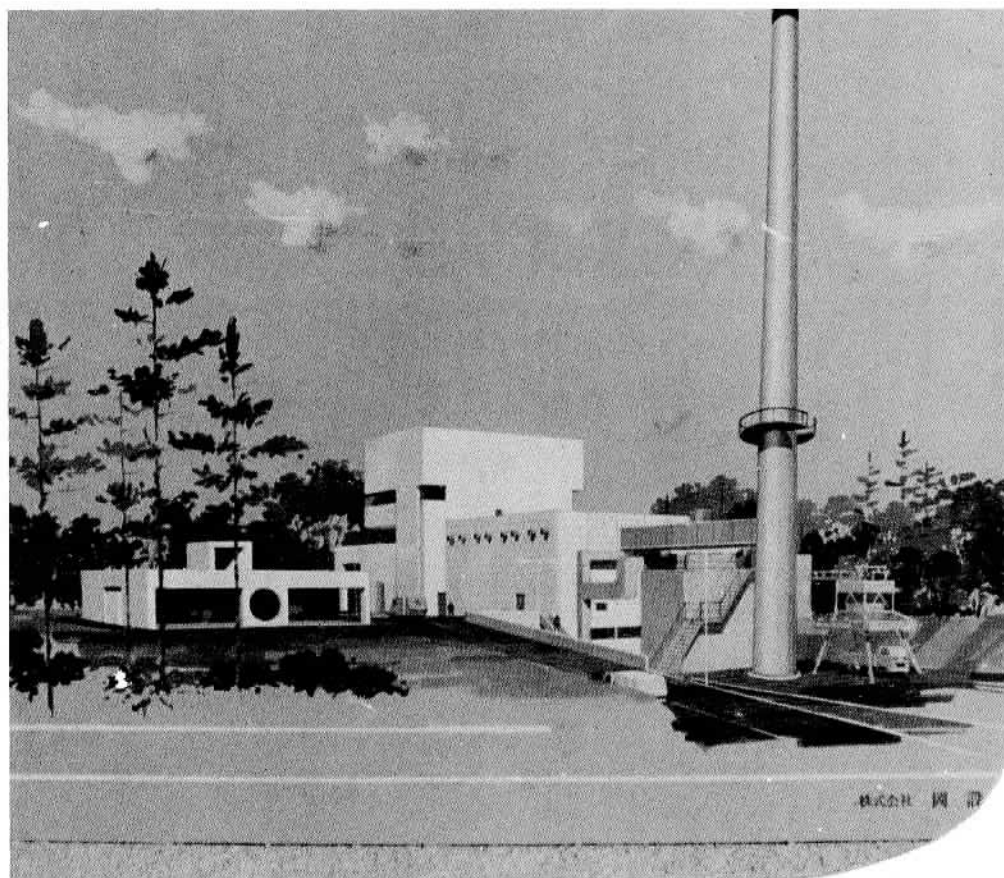


いしおか

市の人口 (2月1日現在)

前月比

世帯数	11,450世帯	28世帯増
人口男	21,299人	44人増
女	22,243人	46人増
計	43,542人	90人増



完成予定は
昭和五十一年三月

(完成予想図)

広域ごみ処理場

建設に着手!

— 239 —

2

1975

石岡市民憲章

1. しごとに誇りをもち、栄えるまちをつくります。
1. きまりを守り、住みよいまちをつくります。
1. からだをきたえ、明るいまちをつくります。
1. 教養をたかめ、文化のまちをつくります。
1. たがいに助けあい、楽しいまちをつくります。

税の申告

印鑑も忘れずに

ことしも市県民税の申告時期になりました。

申告は、二月十七日(月)から三月十五日(土)までの期間、市役所市民税係(五番窓口)で受付けております。ただし、部落のみなさんには、先月号(一月号)でお知らせした日時に、係の職員が出向いて相談受付けを行ないますので、その

**申告は
早めに済ませましょう**

毎年のことですが、申告期限のまぎわになってからくる人が多く窓口がたいへん混雑しますので、申告は仕事の合間をみてなるべく早めにすませてください。

◎申告する人は

昭和五十年一月一日現在、石岡に住んでいた人で次のような場合には申告しなければなりません。
(一) 昭和四十九年中に営業、農業配当、不動産、譲渡などの所得(利子所得を除く)があった場合。
(二) 給与所得者で次のような場合

○ 給与所得のほか、地代、家賃、配当、原稿料、退職金などの所得があった場合。
○ 給与所得だけの人も、勤務先で給与支払い報告書を出

の時に申告してください。

なお、市県民税の申告は、期限内に申告しないと、いろいろな控除(例えば、雑損、医療費、社会保険料、生命保険料控除など)が認められなくなり、みなさんは高い税金を納めることになり、たいへん損をしますので、必ず三月十五日までに申告しましょう。

**申告期間は
2月17日～3月15日**

—印鑑も忘れずに—

○ 雑損控除及び医療費控除を受けようとする場合。
○ していない場合。

**所得税の確定申告も
三月十五日までに……**

昭和四十九年分の所得税の確定申告と納税の相談は、二月十七日(月)から三月十五日(土)まで行います。が、期限間近になりますと税務署

の窓口がたいへん混雑し、落ち着いて相談ができなかったり、長時間待たなければならないことにもなりますので、申告はできるだけ早く済ませてください。

所得税の確定申告書を提出した人は、市民税の申告書を提出する必要があります。

**譲渡所得の
申告と納税**

昭和四十九年中に土地や建物などを売った場合の譲渡益に対しては、三月十五日までに確定申告書を提出して納税しなければなりません。

譲渡所得申告該当者が多いため会場が相当混雑することが、予想されますので、他に農業所得のある方は、市役所で農業所得を計算し申告書に記入していただいたうえ、申告会場においてになるようお願いいたします。

**確定申告をすれば
税金がもどる人**

源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納めすぎになっている人は、確定申告をして税金の還付を受けてください。

特に次のような人は、税金が納めすぎになっていないかどうかを確認してください。

① 昭和四十九年中の所得が少ないうえ、利子や配当、原稿料などの収入がある人。
② サラリーマンで、年の中途で

退職し、その後就職しなかったために年末調整を受けなかった人。

③ サラリーマンで、雑損控除や医療費控除、住宅取得控除などを受けることができる人。

④ 予定納税をしている人で、災害を受けたり営業不振だったりして所得が著しく減り、確定申告の必要がなくなった人。

なお、税金の還付を受けるための確定申告は、二月十七日より前でも受け付けています。早く申告すれば、税金の還付も早く受けられますので、なるべく早くにおすませください。

**納税は延納や
振替納税のご利用を**

確定申告による所得税の納付については、申告期間中に納めることが原則ですが、都合により一度に納められないときには、延納という制度がありますからご利用ください。これは、所得税額(第三期分)の二分の一以上を申告期間中に納めるとともに、延納する旨の届出をすることにより、残りの税額は五月三十一日まで延納することができるという制度です。この場合、延納期間中は年率七・三パーセントの利子税がかかります。

このほかに振替納税制度というものがあります。これは、あらかじめ税務署と金融機関に所定の依頼書を出しておけば、納期限にあな

がつて納税することができると便利で、な制度ですからご利用ください。なお、この制度を利用されている方は、確定申告書を提出するときに振替納税用納付書に、納める税額などを記載して税務署へ提出していただくことになります。

**贈与税の申告と納税は
二月一日から
三月十五日まで**

贈与税の申告の受付は二月一日からはじまりました。

贈与税は、個人から財産をもらった人に対して、そのもらった財産の価額に応じて各年ごとに税金がかかります。

そこで、贈与税の申告などについて、そのあらましを説明しましょう。

(一) 贈与税の基礎控除は四十万円
贈与税は、一年間に個人からもらった財産の価額の合計額が基礎控除の四十万円をこえる場合にかかります。従って、四十九年中に、個人からもらった財産の価額の合計額が四十万円以下であれば、ふつうの場合は贈与税がかかりません。

(二) 贈与財産が四十万円以下でも
贈与税がかかる場合。
四十九年中に二十万円をこえる価額の財産をもらった人が、

同じ人から四十八年か四十七年にも二十万円をこえる価額の財産をもらっている場合には、三年間の二十万円をこえる部分の

わたしたちの生活を守る 環境を整備充実!

市民のみなさんが常に健康で文化的な生活をするためには、まず身近な問題として、環境の整備充実が第一であると思います。

生活が向上することにより、各家庭から出される、ごみはますます増大することが予想され、どこの都市においても共通の悩みです。

ご存じのように最近では「ごみ戦争」という言葉さえつかわれるよう

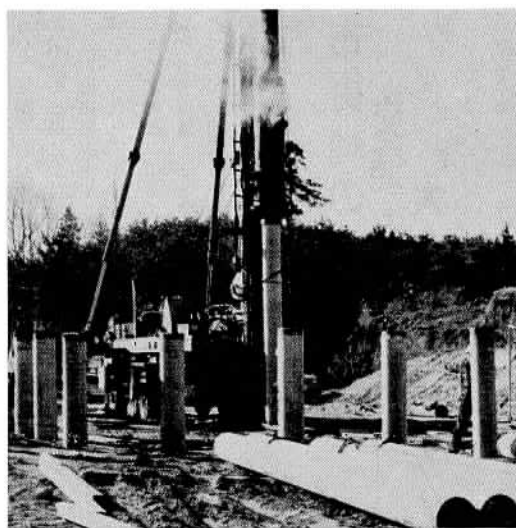
昭和五十一年三月完成を 目指して ごみ処理場の建設に着手

こそ急務と考え、昭和五十一年三月完成(本年度より二ヶ年継続事業)を目指して、建設工事を着工しました。

このごみ焼却施設は、二十トンのごみを八時間で焼却できる焼却炉二基を備え、一日に百二十トン

のごみを処理する能力を持ったものです。

なお、本施設の特定財源は、百里基地周辺ごみ処理施設設置助成事業としての補助事業による国庫補助金と年金積立金還元融資による施設です。



(S50. 1. 14撮影)

高さ50Mの煙突を支える
基礎杭打ち作業風景

贈与財産の価額を合計して贈与税を計算することになっていきます。いいかえると、同じ人から三年間にわたって贈与を受けたとしても、贈与財産価額が一年目四十万円、二年目二十万円、三年目二十万円以下であれば贈与税はかからないことになっていきます。

(三) 夫婦間贈与の場合の配偶者控除。

婚姻期間が二十年以上の夫婦の間で居住用不動産、又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われ、しかも、贈与

税の申告期限(三月十五日)までにその居住用不動産に、実際に居住し、その後も引続いて居住する見込みであるときは、基礎控除の四十万円のほかに配偶者控除として最高五百六十万円が控除され、合計六百万円までは贈与税がかかりません。

なお、この配偶者控除は、一生に一度しか受けられず、贈与税の配偶者控除を受けず、贈与税の控除のときは受けることができず、この配偶者控除を受けるためには、贈与税の申告書に戸籍謄

本などの書類の添付が必要です。

(四) 返済期限のない借金などは贈与と認定。

親族など特別な関係にある人との間の、返済期限のない金銭の貸借は、実質的な贈与と認められ贈与税がかかります。

そのほか、金銭のやりとりをしないで不動産や株式の名義を変更した場合、個人から時価より著しく低い価額で財産を譲り受けた場合など経済的な利益を受けたときは、実質的には贈与を受けたことになり、贈与税がかかります。

(五) 贈与財産の評価。

もらった財産の価額は、財産をもらったときの時価によりますが、その評価方法は、財産の種類ごとに具体的に基準が定められていますから、税務署におたずねください。

(六) 贈与税の計算。

贈与税の計算は次の方法で行います。

(もらった財産の価額－控除額)×税率＝贈与税額

税率は、十パーセントから七十パーセントまでの十三段階に区分された超過累進税率になっています。

(七) 贈与税の申告と納税は、三月十五日までに。

四十九年中にもらった財産の価額が、基礎控除額(四十万円)をこえるときは、贈与税の申告と納税は、二月一日から三月十五日までです。

なお、贈与税額が五万円をこえ、金銭で一時に納付することが困難な場合には、担保の提供などを要件とした延納の制度が認められています。

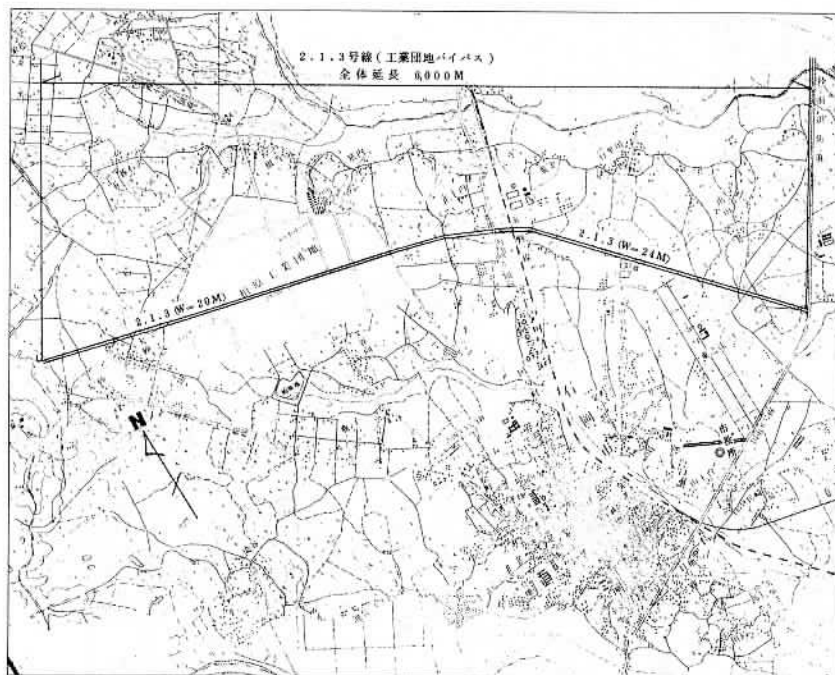
ここに石岡、小川、玉里ごみ共同処理組合ごみ処理施設建設工事の着工にあたり関係当局をはじめ

地域住民のみなさま方の一層のご協力とご支援をお願いいたします。

工業団地バイパス (村上・六軒線)

いよいよ着手!

<測量設計はじまる>



初めての試みとして

自転車専用道路を付設

村上・六軒線(通称工業団地バイパス)は、石岡、下館線村上地区から柏原工業団地の中央道路を通り東日電線の南を走り、六号国道八軒地区までの延長距離約六千メートルの道路となります。

この道路は、現在の、柿岡街道(県道を振替ということ)で、県が実施することになったものです。道路巾は、村上地区から工業団地の中央道路を通じて、計画路線(三・四・五号幸町・正上内線)ま

では二十米道路で、それから六号国道までが自転車専用道路を付設した二十四米という、市にとつては最高の道路になります。

この道路建設事業の実施に先立つて、去る一月八日から一月十三日まで地域毎に事業実施の主旨の説明会を開催し、測量を行うことについて、地権者のみなさまからの同意を得て、一月二十九日より測量に入りました。

市街地の

交通も

大きく緩和!

当市の場合、市民のみなさんがご承知のとおり放射線状の道路はありますが、環状的な道路がないため、国道を通過する自動車以外は、街の中心部を通過する以外に通路がないため、市街地は、常に車の洪水の状態です。

今回、実施する村上・六軒線、

昭和五十三年度完成を目指して……

市民のみなさまも、この工業団地バイパスが一日も早く完成することを待ち望んでいることと思います。

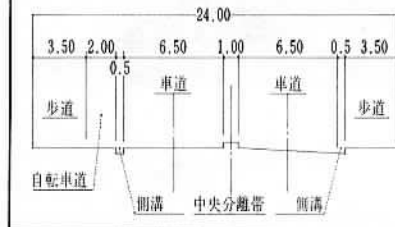
市当局としても、早期完成を目指して、県などに強く働き掛けてぜひ、昭和五十三年度までには完成させたいと願っております。

しかし、このバイパス建設事業も、地権者のみなさま方のご理解

とご協力がなければ達成することはできませんが、幸い、地権者、(該当区域中五十米の地権者百三十余名)の方々の同意を得て、今回測量を実施することができましたことを感謝いたしますとともに今後とも一層のご理解とご協力をお願いして、本事業が一日も早く完成することを市民のみなさまとともに願うものです。

標準横断面図

S = 1 : 200



自宅でも投票ができます

へ重度身体障害者の

みなさんに新しい制度へ

このほど、公職選挙法の一部が改正され、歩行困難な重度身体障害者のみなさんのための郵便による在宅投票という、新しい不在者投票制度が設けられました。
この制度は、今春四月の地方統一選挙から実施されますので、この制度のあらましと投票の方法などについてお知らせします。

この制度の対象者（郵便による在宅投票を行うことのできる人は）は、身体障害者または戦傷病者で次のいづれかに、該当される方々です。

- (1) 身体障害者の人については、両下肢または体幹の障害が、一・二級の人と心臓・じん臓または呼吸器の障害にあつては一級もしくは三級の人。
- (2) 戦傷病者については、その障害の程度が両下肢・体幹の方で特別項症から第二項症まで、心臓・じん臓または呼吸器の障害については特別項症から第三項症までの人。

これら(1)・(2)いずれかの障害程度が、交付を受けた身障者手帳あるいは戦傷病者手帳に記載されていることがその条件になっています。

投票の方法

- (1) まず該当者は、市の選挙管理

委員会から「郵便投票証明書」の交付を受けていただきます。

- (2) このあと、選挙期日の四日前までに「郵便投票証明書」を提示して投票用紙と投票用封筒を市の選挙管理委員会に請求します。
- (3) 投票用紙と投票用封筒を受けた選挙人は、自分で候補者の氏名を書き込み（投票所を閉じる時刻前に必ず投票管理者に送致できるよう）早めに選挙管理委員会へ、郵便投票をしてくださいます。

※ なお、封筒の持ち運びによる投票は禁じられておりますのであくまでも郵便による投票を厳守してください。

郵便投票証明書の交付申請は早め……

重度身障者にとつて、選挙は非常に困難なことであり、投票した

くてもやむなく棄権してきた方が大部分ではないかと思えます。ある意味で、この制度は、新たな有権者の政治参加ともいえます。

該当者の方は、身体障害者手帳または、戦傷病者手帳を添えてお早めに郵便投票証明書の交付申請をしてください。

この「郵便投票証明書」は、一度交付を受けると、四年間有効です。

なお、詳細についての問合せは市選挙管理委員会へ。

電話三一一一一番

内線二八一番

国民年金

国民年金に

未加入の方々へ

（強制加入被保険者）

必ず加入しなければならない人

農業・商業・自営業や家事従事者などの人で厚生年金や共済組合など職場の年金制度に加入していない二十才から、五十九才（明治四十四年四月二日以降生まれ）の人は国民年金に加入しなければなりません。

現在の状態では、長い老後を何に頼るか誰れもが不安だと思えます。若い人も、年配の人まだまだ加入されていない方は、自分自身のためにすすんで加入し幸せな老後を送るようによししよう。

保険料の特別納付期限は

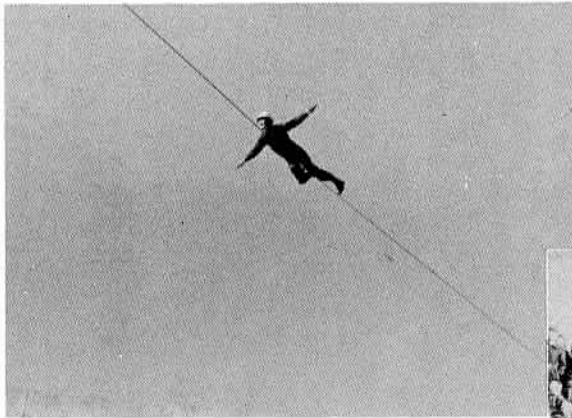
昭和四十九年一月一日

昭和五十年十二月末日

国民年金の保険料は、納期限を過ぎて二年たつと時効によつて納めなくても納められなくなります。

これらの方々のために、昭和四十九年一月一日から昭和五十年十二月末日までに限つて納付すれば時効になった古い保険料をさかのぼつて納められる特別納付措置ができましたので、ぜひご利用ください。これによつて、未加入者の場合も一回払い又は、本年十二月末までの分割納付でも結構ですので、まず加入して保険料を納付し、年金の受給権をとりましょう。なお、国民年金などについてのお問合せは、市役所年金係（一階六番窓口）へ。電話三一一一一番

内線二一九番



新春恒例 消防出初式

(レインジャー部隊の水平綱わたりを見守る子どもたち)



消防出初式が、1月10日10時より石岡小学校々庭において、消防署職員・消防団員(10個分団)など360余名と多数の来賓を迎えて整然と行なわれました。

また、出初式典に先立って、消防署のレインジャー隊員(特別救助隊)による、救助演技訓練が市民会館で行なわれ、見物に集まった多くの市民の見守る中で、その高度な救助技術を披露して盛んな拍手をうけていました。

消防活動に

貢献された方々を表彰

出初式の当日、本市の消防活動に貢献された方々に対して、市長よりの感謝状と永年勤続者に対する表彰がありました。

表彰などをうけた方々は次のとおりです。

(敬称略)

茨城県消防協会会長表彰
優良分団 第九分団

消防団員 亀下 信太郎
消防職員 田中 信夫

市長表彰

(永年勤続功労章)

二十年

来栖 恒二・青木 隆卓
若山 博・鈴木 勝男
田中 信夫

十年
藤田 聡・江戸 三郎

関 安文・比気 茂美

比気 盛夫・田崎 克夫

篠田 文男・長谷川 幸久

川津 安正・高野 東夫

下村 栄・田上 正

消防長表彰

特別賞(善行賞)

比気 憲治・大槻 善久

栗原 英夫
退職団員表彰

(消防庁長官報償)

田口 兵衛・島田 武次

谷島 貞盛・山内 弘次

小松崎儀工門・野村 一郎

退職団員表彰

(市長感謝状)

勤続二十年以上

金子 福衛

勤続十年以上

長谷川 孚・木村 和夫

小松崎 泰・今泉 六郎

大橋 一雄・坂本 馨

木間塚 範・江ヶ崎 清

消防協力団体に対する市長感謝状

泉昭会

代表 石塚 英二

もやすなたやすな

郷土の緑(笠間営林署)

一年中で一番、山火事の多い

季節は一月～五月……。

その原因は、

タバコやたき火の不始末によるものが第一位……。

冬から春にかけての山はガソリンのようにバツと燃えやすい枯草や落葉が一ぱいのうえ、冬は空気もカラカラに乾いています。

このようなとき舗装道路を軽く歩く気持で山道などから消さないまま投げ捨てたタバコやマッチの火、また不注意なたき火の不始末

が原因で、毎年山火事が起きて、せっかく育っている山林が焼けています。山仕事をするときやハイキングなどで山に入るときも、火の取扱いはくれぐれも注意して、郷土の緑を灰にしないようにみなさんのご協力をお願いします。

近年における国有林の 山火事発生状況

年度	件数	面積(ha)	損害額(千円)	原因
47	237	590	203,011	タバコ・マッチ
48	188	613	180,689	たき火・その他

石岡市民医療懇談会

休日・夜間診療問題など
活発な意見が続出

この懇談会は、四万三千市民が安心して暮らせる医療対策及び運営などについて必要な事項を調査・審議するために設置されたもので、去る一月十六日に第二回目の懇談会が市民会館で開かれ、休日・夜間診療、救急医療体制の確立及び市民の健康管理の問題などについて、医師会などの積極的な協力体制のもとに熱心に協議検討が行なわれました。

その中で、特に「休日・夜間診療体制の確立」が緊急を要するものであるということで活発な議論が交され、当面は医療機関の輪番

制による在宅診療、将来は休日・夜間緊急診療所を設けて実施するなどの意見が出され、具体的には近隣町村のアンケート、水戸、日立、土浦、古河などの県下の既に実施している状況の資料を収集しながら広域的展望をふまえながら、早急に実施することを目指して、検討が進められています。なお、委員には、医療関係の代表など次の十一名が委嘱されています。

石岡市民医療懇談会委員

(順不同・敬称略)

会長 川 並 輝

(医師会長)

副会長

村山 東 一

(国保運営協議会長)

委員

前島 雅 光

(市議会議員)

関 沢 元次郎

(市議会文教厚生委員会委員長)

松 葉 弘

(医師会副会長)

芹 沢 雄 二

(医師会地域医療担当理事)

篠 原 鑑 明

(歯科医師会長)

中 村 卓 郎

(石岡保健所長)

石 川 弘

(市・企画室長)

吉 川 定 雄

(市・消防署長)

幕 内 良 重

(市・市民福祉部長)

昭和四十九年度

歳末助け合い運動

募金総額

一、六三七、二五五円を
恵まれない方々のもとへ

昭和四十九年度の歳末助け合い運動については、市民のみならずの暖かいご理解とご支援によりまして目標額をはかるに突破する、素晴らしい成果をおさめることができましたことを、心から厚く御礼申し上げます。

歳末助け合い特別寄付者

(一月二十日現在受付分)

歳末助け合いに、次の方々から特別寄付がありました。

なお、昭和四十九年十二月二十

九日現在受付分は、一月号に掲載しました。

〇一万五千元

(敬称略)

泰栄商工(株)

石岡電子工場(八郷町)

工場長 小口忠彦

〇三千元

市役所保健課有志三名

〇二万円

高木蔵太郎(守木町)

〇四千二百八十円

ひかり保育園(茨木)

園長 永田道春

〇三千七百元

湖北水道企業団職員(幸町)

〇一万一千四百八十円

石岡中学校

職員・生徒一同

〇一千三百八十八円ほか衣類十点

白菊会

会長 木村はな

〇三千二百六十七円

第二白樺子ども会(山王台)

会長 柴山孝吉

〇一万三千二百二円

石岡地区同盟

議長 足立文太郎

〇五千元

柁木幸三(守横町)

〇一万一千九百七十六円

石岡市消防署

署長 吉川定雄

〇六千元

ふたば保育園(国分町)

園長 太田正二郎

〇九千七百二十七円

石岡善隣幼稚園

(日曜学校の分)

〇一万八千六百五十五円

石岡善隣幼稚園

園長 奥山りう

料理
コーナー

今月号から、主婦のみなさんが気軽に作れる家庭料理コーナーを設けましたので、ぜひご利用ください。

また、市民のみなさまのご意見ご希望などがありましたら、広報係(三一一一番、内線二七三番)へご連絡ください。

なお、献立については、石岡保健所の指導を受けております。

にんじんのごま酢あえ
材料(四人分)
にんじん 百グラム
さとう 大さじ2
塩 小さじ2
しょうゆ 小さじ2
酢 大さじ3
ごま油 少々
七味とうがらし 少々

健康一口メモ

にんじんやほうれん草など不足しがちな緑黄色野菜は、成人病低血圧などで悩む人にとっては、なくてはならない食物です。油と一緒に食べるとカロチンの吸収がとつてもよくなり、すから油炒めや天ぷらなどにして、毎日手のひらに一ぱいぐらいは食べましょう。

(定期) 種とう第1回予防接種日程表

実施会場	期 日 及 び 受 付 時 間				地 区 名
	接 種 日 時		検 診 日 時		
東地区会館	3月17日(月)	いづれも 午後 1時30分 }	3月24日(月)	いづれも 午後 1時30分 }	石岡地区
三村公民館	3月18日(火)		3月25日(火)		三村地区
関川公民館			3月26日(水)		関川地区
高浜公民館			3月27日(木)		高浜地区
市 民 会 館	3月19日(火)	2時30分	3月28日(金)	2時30分	石岡地区
	3月20日(木)				

(接種・検診費用は無料)

※注意事項

- ① 第1回予防接種の該当者は生後6ヶ月以上～24ヶ月までのお子さん。
 ② 検診には、必ず母子手帳を持参してください。

昭和50年度青木奨学生募集について

市では、故青木治郎吉氏より寄贈された寄付金を基金とした、青木奨学金制度を昭和50年4月から開始します。

募集要項は次のとおりです。ぜひ、みなさまのご利用をお待ちしております。

1. 出願資格

- (1) 市内に1年以上居住する者(昭和50年3月末日現在)の子弟で、現在、高等学校に在学している者及び昭和50年度に高等学校入学予定者で、人物学業ともに優れた実質を有し、経済的理由によって、学費の支弁が困難と認められる者であること。
 (2) 国、県若しくは、他の団体から奨学金その他これに類する資金の貸与又は支給を受けていない者であること。

2. 奨学生予定人員 20内

内訳

昭和50年度高等学校入学予定者	7名
昭和50年度高校2年生	7名
昭和50年度高校3年生	6名

3. 支給金額 月額 3,000円

4. 支給開始 昭和50年4月

5. 募集期間 昭和50年3月21日～昭和50年3月25日まで

※提出書類その他詳細については市教育委員会学務係(電話3-1111番内線315番)まで、お問い合わせください。

お知らせ

▽給食センターより

物資納入業者を募ります……

指名参加願いは三月八日までに!

市内小中学校児童、生徒に対する昭和五十年年度分(昭和五十年四月より昭和五十一年三月まで)の給食用物資納入を希望される業者は、三月八日(土曜日)までに指名参加願いを市立学校給食センターに提出してください。

参加資格は、個人でも法人でもさしつかえありませんが、原則として市内の業者に限ります。

なお、用紙類その他詳細についての問い合わせは市立学校給食センター(電話二一六二八六)へお願いします。

購入する食品類

- 一、肉類 二、とり肉類
 三、とうふ類 四、野菜類
 五、乾物類 六、調味料類
 七、添加物類 八、冷凍食品類

◇◇◇◇電報電話局◇◇◇◇

電話移転などの

申し込みは早めに……

引越などの場合は、あらかじめ局へご相談を……簡単な工事でも七日～十日前に申し込みをしてください。

電話の移転工事は、すべて「予約制」とっておりまして、早めに電話で申し込んでいただければご希望の日に伺います。

なお、電話柱やケーブルなどの移設は、相当の期間を要しますのでご注意ください。

電話料金のお支払いは、便利な自動振込制度をご利用ください。

詳しいことは、電報電話局または最寄りの金融機関、農協へお尋ねください。

おくやみ

◇十二月届出◇

宮下 松本 さだ 五九

納税
 二月 市県民税申告
 三月 市県民税申告
 (十五日まで)

宮下	若松	国分	泉	木村	岡田	大川	小沼	神代	鈴木	真家
海東	渡辺	高野	坂本	川田	宮内	比内	甲斐	山崎	鈴木	前島
丸山	仲田	君山	太田	内田	山田	白井	木村	島田	岡田	大川
小沼	神代	鈴木	真家	海東	渡辺	高野	坂本	川田	宮内	比内
甲斐	山崎	鈴木	前島	丸山	仲田	君山	太田	内田	山田	白井
木村	島田	岡田	大川	小沼	神代	鈴木	真家	海東	渡辺	高野
坂本	川田	宮内	比内	甲斐	山崎	鈴木	前島	丸山	仲田	君山
太田	内田	山田	白井	木村	島田	岡田	大川	小沼	神代	鈴木
真家	海東	渡辺	高野	坂本	川田	宮内	比内	甲斐	山崎	鈴木
前島	丸山	仲田	君山	太田	内田	山田	白井	木村	島田	岡田
大川	小沼	神代	鈴木	真家	海東	渡辺	高野	坂本	川田	宮内
比内	甲斐	山崎	鈴木	前島	丸山	仲田	君山	太田	内田	山田
白井	木村	島田	岡田	大川	小沼	神代	鈴木	真家	海東	渡辺
高野	坂本	川田	宮内	比内	甲斐	山崎	鈴木	前島	丸山	仲田
君山	太田	内田	山田	白井	木村	島田	岡田	大川	小沼	神代
鈴木	真家	海東	渡辺	高野	坂本	川田	宮内	比内	甲斐	山崎
鈴木	真家	海東	渡辺	高野	坂本	川田	宮内	比内	甲斐	山崎